令和２年度　一般採用試験

小　論　文　試　験　問　題

（「人・社」，「理　工」共通）

（注　意）

1．指示があるまで，問題用紙は開かないこと。

2．試験時間中は，すべて試験係官の指示に従うこと。

3．落丁，乱丁等の有無を確認し，異常がある場合はただちに試験係官に申し出ること。

4．解答用紙に受験番号を必ず記入すること。ただし，氏名は記入しないこと。

5．解答はすべて解答用紙の定められた欄に，横書きで記入すること。

6．下書きの必要があれば本冊子の下書き用紙を利用し，解答用紙の余白及び裏面を下書きに用いてはならない。

7．注意に従わず書かれた解答は，採点されない場合がある。

空　白

課題：
日本における労働力人口と外国人労働者数について示した次の表「労働力人口の推移」と図「在留資格別外国人労働者数の推移」から読みとれることを，これらの図表を見ていない人でもわかり易いように説明せよ。これを踏まえて，今後，日本の労働力をどのように確保すべきか，あなたの考えを述べよ。（合計1,000字以内）

【表】労働力人口の推移

（単位：万人）

年齢＼年		1990年	2000年	2010年	2020年	2030年
15～29歳	人数	1,475	1,588	1,176	1,073	1,027
	（比率）	（23.1%）	（23.5%）	（17.7%）	（16.3%）	（16.1%）
30～59歳	人数	4,177	4,260	4,268	4,205	3,894
	（比率）	（65.4%）	（63.0%）	（64.4%）	（63.8%）	（61.2%）
60～64歳	人数	372	426	605	506	607
	（比率）	（5.8%）	（6.3%）	（9.1%）	（7.7%）	（9.5%）
65歳以上	人数	360	494	585	805	835
	（比率）	（5.6%）	（7.3%）	（8.8%）	（12.2%）	（13.1%）
計		6,384	6,766	6,632	6,589	6,362

資料：1990、2000、2010年は総務省統計局「労働力調査」、2020年、2030年はJILPT（独）労働政策研究・研修機構「平成27年 労働力需給の推計」。
（注）1．「労働力人口」とは、15歳以上の人口（外国人も含む）のうち、「就業者」と「失業者」を合わせたもの。
2．（ ）内は構成比。
3．表章単位未満の位で四捨五入してあるため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。
4．2020年、2030年の推計値は、経済成長と労働参加が適切に進むケース（「日本再興戦略」『改訂2015』を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場の参加が進むケース）を想定した場合の値である。
5．2020年、2030年の推計値は、「労働力調査」の2014年までの実績値を踏まえて推計している。
出典：「平成29年度版厚生労働白書　資料編」（厚生労働省）
（https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17-2/kousei-data/siryou/sh0100.html）【労働力人口の推移】を加工して作成

【図】在留資格別外国人労働者数の推移

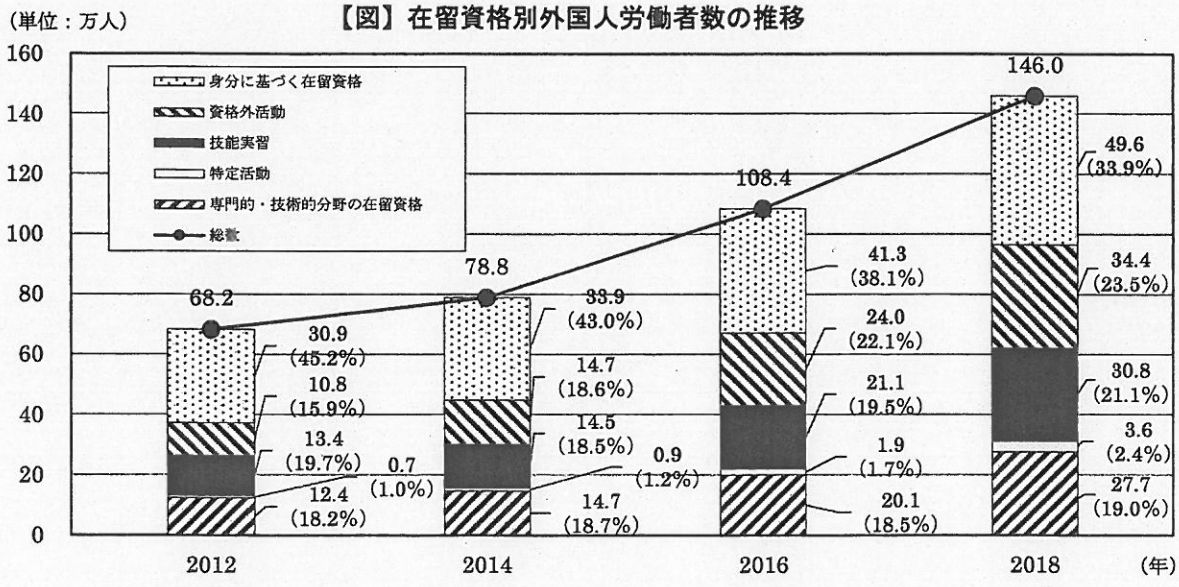

（注）1．（ ）内は構成比。
2．各在留資格の労働者数、構成比については小数点第2位で四捨五入してあるため、総数とは必ずしも一致しない。
3．「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
4．「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。
5．「技能実習」とは、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とした在留資格である。
6．「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。例としてＥＰＡ（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等が該当する。
7．「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。
出典：「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（平成30年10月末現在）」（厚生労働省）
（https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472892.pdf）【図1】を加工して作成

〈下 書 き 用 紙〉